

製品認証登録リスト（詳細）

認証に関する事項の詳細

認証番号	GB0506008	
認証日（契約締結日）	2006年6月14日	
被認証者の氏名又は名称 (法人番号)	日本板硝子株式会社 (4010401054474)	
及び住所	東京都港区三田三丁目5番27号	
認証に係る日本産業規格の番号及び名称	JIS R 3211 自動車用安全ガラス	
日本産業規格の種類又は等級	別表に示す	
鉱工業品又はその加工技術の名称	自動車用安全ガラス	
認証の区分	合わせガラス、 強化ガラス(3.5mm以上)、強化ガラス(3.5mm未満)	
認証に係る工場又は事業場の名称 及び所在地	日本板硝子株式会社 Auto 事業部門 アジア事業部 アジア製造統括部 舞鶴素板製造部／舞鶴加工製造部 京都府舞鶴市字大波下小字浜田255番地	
表示事項	・JISマーク ・適合するJISの種類又は記号 ・一般財団法人 日本建築総合試験所の略称	
付記事項	・認証番号又は製造業者名若しくはその略号 ・適合するJISで定める表示事項	
表示の方法	1 製品ごとに、表面に、腐食し、若しくは吹き付け又は焼き付けなど容易に消えない方法 なお、1包装ごとに表示を付す場合は、外面に、印刷し、若しくは押印し、証紙の取り付けなど容易に消えない方法	
認証を行った鉱工業品 の個数又は量に係る事 項	個数又は量 識別番号又は記号及 びその表示の方法	- -
認証に係る産業標準化法の根拠	第30条第1項	

表 1 認証に係る製品の種類

認証の区分	種類
合わせガラス	合わせガラス A
	合わせガラス B
強化ガラス（3.5mm 以上）	強化ガラス
強化ガラス（3.5mm 未満）	強化ガラス